

意見書案第 10 号

長時間勤務解消につながらない公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等改正法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 宗 田 裕 之

〃 井 口 真 美

〃 市 古 次 郎

〃 石 川 建 二

〃 渡 辺 学

〃 後 藤 真左美

〃 小 堀 祥 子

〃 齋 藤 温

長時間勤務解消につながらない公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法等改正法の廃止を求める意見書

公立学校の働き方改革をうたいながら教員を残業代制度の対象外のままとする公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の一部を改正する法律が参議院本会議で本年６月１１日に可決成立した。

改正前は給料月額４％を教職調整額として支給する一方、公立学校の教員を労働基準法の残業代制度の対象外としており、本改正により、残業代不支給制度を維持したまま、調整額を１０％まで段階的に引き上げるとしているが、調整額の引き上げには長時間労働を抑制する効果はなく、教育関係者からは働かせ放題を継続するものだとの批判が上がっている。

さらに、改正法では、学級担任手当と主務教諭という職位の新設により教員の待遇改善を図るとしているが、これらの新設は、昇任競争による教員の序列化や階層化を助長し、学校現場を分断することにつながるものである。

また、国際労働機関（ＩＬＯ）と国連教育科学文化機関（ユネスコ）の合同委員会である教員の地位に関する勧告適用合同専門家委員会（ＣＥＡＲＴ）は、日本の公立学校教員の長時間過密労働の要因になっている残業代不支給制度について、適切に報酬を支払う透明性のある制度を工夫するよう日本政府に対し勧告しており、国際機関からも残業代不支給制度の異常性が指摘されている。

よって、国におかれては、公立学校の教員の長時間勤務解消につながらないばかりか、学校現場を分断する給特法等改正法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
文部科学大臣